

1 4 アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要

中国（1）（主な法規制と体制）

中国政府は、「**循環経済**」をキーワードに、プロダクトチェーンの上流部門を主な対象として、3R関連の法体系・政策の充実を進めている（3R閣僚会議資料「3Rポートフォリオ」より）。

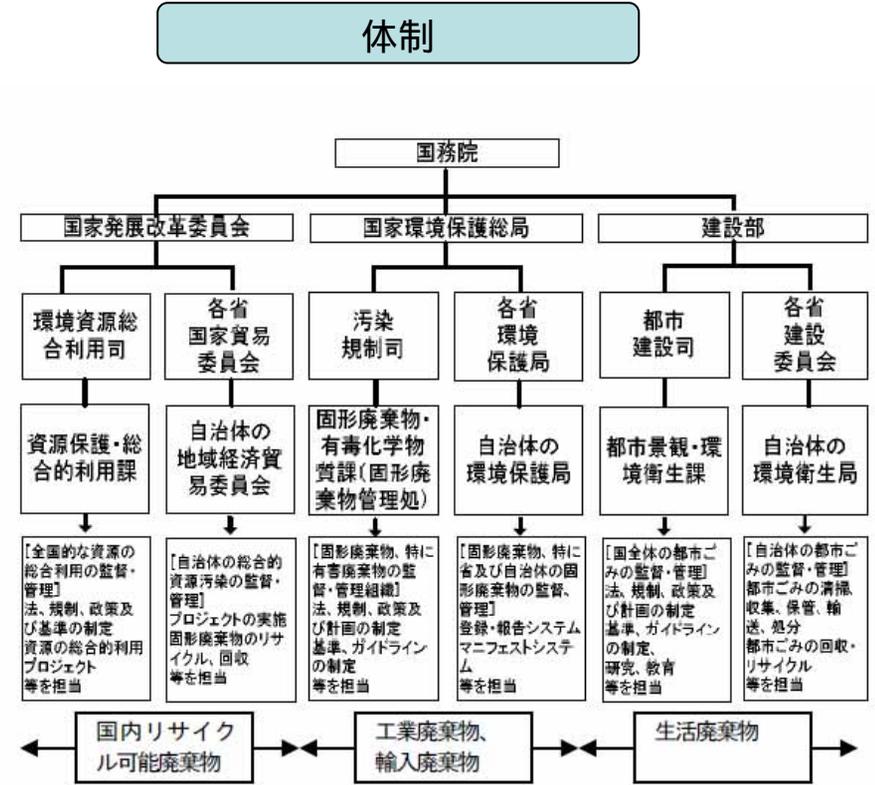
**中国政府の廃棄物・リサイクル政策**（固形廃棄物による環境汚染防止・管理）は、「**固形廃棄物環境汚染防止法**」に基づき、「**国務院**」の指導の下で、「**国家発展改革委員会**」、「**国家環境保護総局**」、「**建設部**」および「**各省などの自治体**」が責任を分担している。

**家電・電子機器のリサイクル**は、**第10次5カ年計画**の中で、**資源総合利用**の中の「**個別品目**」の**リサイクル推進**に位置づけられ、**リサイクル推進政策の目玉**となっている。

**廃棄物・リサイクルに関する主な法規制**

- ・「**固形廃棄物環境汚染防止法**」  
固形廃棄物の管理体制、制度、廃棄物の収集、貯蔵、運搬、処理について規定
- ・「**中華人民共和国清潔生産法**」  
クリーンプロダクションの促進と資源利用効率の改善が目的。
- ・**家電・電子機器関連制度の整備**（**第10次5カ年計画**（2001年10月）に位置づけられている）  
中国政府は、2003年に「**廃電子・電気機器環境管理の強化に関する公告**」を公表、2004年に「**電子情報製品生産汚染防止管理弁法**」を制定するなど、家電・電子機器関連の環境政策を整備しつつある。

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会  
国際資源循環ワーキング・グループ資料より作成



出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

# 1.4 アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要

## 中国（2）（課題と対処のための主要プロジェクト）

産業廃棄物の発生量は、年々増加傾向にある。また、産業廃棄物の約50%が有効利用されている。中国で、リサイクルが盛んなのは沿岸部。浙江省寧波、江蘇省太倉、福建省全通などがリサイクル工業団地として指定されている。

一方で、**急速な経済成長に伴う資源不足を解消する目的で、プラスチック廃棄物等のリサイクル資源の輸入が急増している。**  
 一方、中国の**国内基準を満たさない「再生資源」の「輸入」も増大**

中国政府は、**再生資源の海外輸出企業の「輸出登録制度」を2003年に導入し、信頼できる企業の認証登録制度を開始した。**

廃棄物・リサイクルの状況

	産業廃棄物 (百万トン)	産業廃棄物の 資源総合利用 率(%)	一般廃棄物 (百万トン)	有害廃棄物 (百万トン)
1996	660	43.0	138	10
1997	-	-	140	-
1998	800	47.0	142	10
1999	780	51.7	-	10
2000	820	51.8	147	8
2001	887	52.1	165	-
2002	950	52.0	136	10

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載 原典：中国環境保護総局 “Report on the State of the Environment in China”, 1996-2002

課題：リサイクル資源の輸入急増



出典：IGESポリシーブリーフ1号 原典：世界貿易統計

具体的な対策例：「輸出登録制度」

・「課題」

リサイクル資源の輸入急増。それに伴い、中国の国内基準を満たさない「再生資源」と称する廃棄物由来原料の増大。

・「輸出登録制度」

2003年12月中国政府は、中国大陸向けに再生資源を輸出する海外輸出企業を臨時登録を開始。申請企業における過去3年間の輸出実績やISO14000等環境認証の取得、および規模・所有設備の状況が審査の対象となった。2005年1月1日から開始。

出典：吉田綾「再生資源大国中国」、小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所、2005年

# 1 4 アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要

## 香港（主な法規制と課題）

香港では、1996年12月に「廃棄物処理条例」を施行した。非有害廃棄物、汚染されていない廃棄物、輸送目的が再加工・再利用・リサイクルであるものは許可証なしで輸出入が可能である。一方、廃電池、廃油、廃テレビモニターを含む有害廃棄物は輸出入・経路に許可証が必要である。

中国本土と香港では、再生資源の輸出入にも、一国二制度の原則が適用されている。中国が禁輸しているものや中国の輸入基準を満たせないものでも、香港では輸入が可能な場合がある。また、規制を強化しているとはいえ、監視体制・執行体制の更なる充実が必要であるとの指摘がある。

そのため、香港は、主に中国向けスクラップ輸出入の中継地となっている。2004年の廃棄物の輸入量は360万トン、輸出量は490万トンであった。特に、廃プラスチックの輸出入量が多い。

出典：Stephen Siu, “Hong Kong’s Experience in the Control of Import and Export of Hazardous Waste” パーゼル条約E-wasteワークショップ、2005年11月を参考にした。

### 廃棄物・リサイクルに関する主な法規制

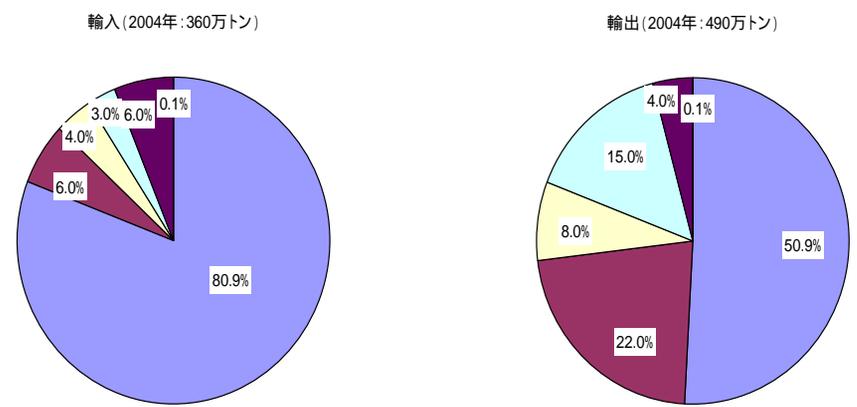
#### ・「廃棄物処理条例」

- 所有者もしくは占有者の同意なしに公共の土地もしくは政府の土地、私有地に廃棄物を投棄することを禁止。
- 化学廃棄物、家畜からの廃棄物については個別に規制を行っている。
- 廃棄物の輸出入管理については、バーゼル条約に沿っている。

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

### 廃棄物の輸出入状況

・2004年の廃棄物の輸入量は360万トン、輸出量は490万トンであった。



■ プラスチック ■ 鉄系列 □ 非鉄金属 □ 紙 ■ その他 ■ 有害廃棄物

出典：Stephen Siu, “Hong Kong’s Experience in the Control of Import and Export of Hazardous Waste” パーゼル条約E-wasteワークショップ、2005年11月

# 1 4 アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要

## 韓国（主な法規制・政策例と体制）

廃棄物管理関連の主要法律として、「廃棄物管理法（1986年）」、「資源節約及び再利用促進関連法（1992年）」、「廃棄物の国境を越える移動と処分に関する規制法（1992年）」、「韓国資源再生公社法（1993年）」、「廃棄物処理施設推進及び地方住民支援法（1995年）」がある。

韓国では、3R政策担当の局の名を2005年2月に廃棄物管理・リサイクル局から資源循環局に、2004年に廃棄物・リサイクル政策の実施を担当する公社の名を韓国資源再生公社から韓国環境資源公社へと変更した。

韓国は、すでに工業化を達成しており、3R政策の焦点を見ると「従量廃棄物処理課金制度」、「包装廃棄物の削減」、「使い捨て商品の削減」、「拡大生産者責任」、「建設廃材のリサイクル」、「グリーン購入」、「食品廃棄物のリサイクル」、「環境デザイン」など他の先進国と共通の廃棄物・リサイクル関連政策課題を掲げている。（2005年3R閣僚会議資料「3Rポートフォリオ」より）

### 廃棄物・リサイクルに関する主な政策例

・「**従量廃棄物処理課金制度**」

ゴミの減量・分別を促進するために1995年に廃棄物管理法の改正によって導入された。

・「**使い捨て商品の削減（一回用品の使用規制）**」

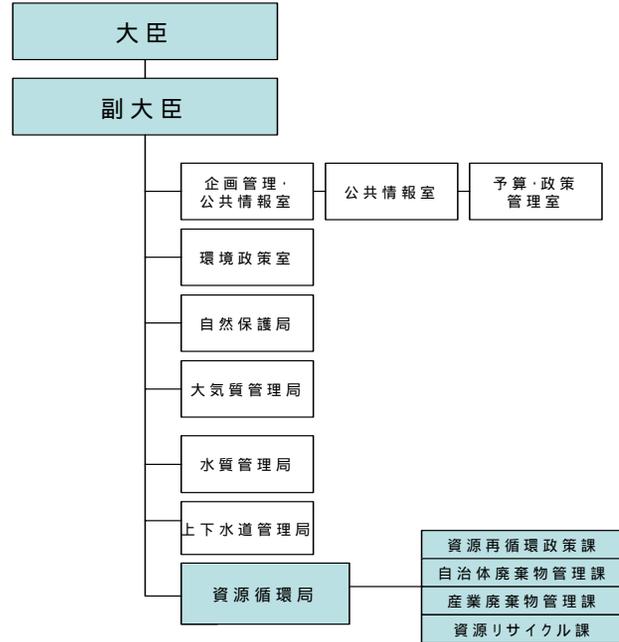
資源節約及び再利用促進関連法に基づいて、1994年に導入された。ファストフード産業でのプラスチック容器から紙容器への移行などを実現した。2002年には、業界団体が再生品の利用を促進する自主基準を設定した。

・「**環境デザイン**」

資源節約及び再利用促進関連法に基づいて、1996年に導入された。自動車、家電メーカー・輸入業者に製品にリサイクル素材、有害物質の削減、軽量化、解体性を高めることを要求する。

メーカー・輸入業者は製品のリサイクル可能性を評価し、環境部、産業資源部に提出しなければならない。

### 体制



韓国環境資源公社

出典：韓国環境省ホームページ

## フィリピン（主な法規制と体制）

2001年には、固形廃棄物の総合的な管理のために、「環境適合的固形廃棄物管理法」が制定された。本法律では、地方自治体が固形廃棄物の分別・収集の責任を負うことを定めた。

廃棄物処理は地方自治体が行うことになっているが、実際には民間の回収業者が地方自治体の請け負い業者として回収・輸送を行っているケースがほとんどである。

ゴミ収集率は、都市部70%、地方40%、マニラ83%である。残りは、不法投棄、河川への投棄が行われていると考えられる。

フィリピンの有害廃棄物の輸出入規制の根拠法は、1990年に制定された「危険物質と有害・放射性廃棄物法（共和国法 No.6969）」である。この法律では、毒性のある物質、有害廃棄物、放射性廃棄物の管理が規定されている。

### 廃棄物・リサイクルに関する法規制

#### ・「危険物質と有害・放射性廃棄物法」

毒性のある物質、有害廃棄物、放射性廃棄物の管理を規定。

フィリピンにおける化学物質およびその混合物の輸入、製造、処理、取扱、貯蔵、輸送、販売、物流、利用、廃棄に関する規制を定めている。また有害物の搬入、通過、貯蔵、廃棄についても規定されている。

#### ・「環境適合的固形廃棄物管理法」

- 国家固形廃棄物管理委員会の設置
- 全国にエコロジーセンターを設置
- 自治体が分別・収集責任など

### 体制

廃棄物・リサイクル政策に占める民間部門の役割は大きい。

	政策決定	規制の整備	実施				教育/啓蒙	活発な再利用
			分別	収集	運搬	再利用		
環境・天然資源省*	✓	✓					✓	
教育・文化・スポーツ省*							✓	
メトロマニラ開発局*				✓				
地方自治体		✓		✓				✓
民間部門				✓	✓	✓		✓
地域社会			✓					
NGO				✓	✓		✓	✓
廃棄物回収業者				✓				✓

\* 中央政府の組織 出所：メトロマニラ開発局『マスタープラン報告書』、1998年

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

# 1 4 アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要 ベトナム（主な法規制・政策例と体制）

ベトナムにおける環境法規制は、1994年の「環境保護法」に基づいている。

廃棄物・リサイクルに関しては、1999年に「有害廃棄物管理規則」が公布されている。これは、有害廃棄物について規定している。その一方で、総合的で包括的な廃棄物管理戦略は存在していない（2005年3R閣僚会議資料「3Rポートフォリオ」に基づく）。

一般廃棄物：都市部の人口は全人口の24%を占めるが、全廃棄物発生量の約50%を占める。（2005年10月アジア太平洋廃棄物専門会議より）

1992年に環境法全に関する国家行政機関としての科学技術環境省が発足し、1993年に省内に国家環境庁が設置された。現在は、天然資源環境省の下に移管されている。実際は、国有企業を所管する工業省や海外からの投資を所管する計画投資省、建設省、交通運輸省などが、環境問題に関して権限を維持。未だ環境行政組織は弱体である。（海外投資情報財団報告書『ベトナム』より）

「環境保護法」によると、廃棄物の輸出入は禁止されており、BANと同様の輸入規制を行うこととされている。ただし、実際には運用により許可されるケースがあり、政策の一貫性を欠くという批判がある。（小島道一「東南アジア諸国における循環資源の越境移動」、小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所、2005年）

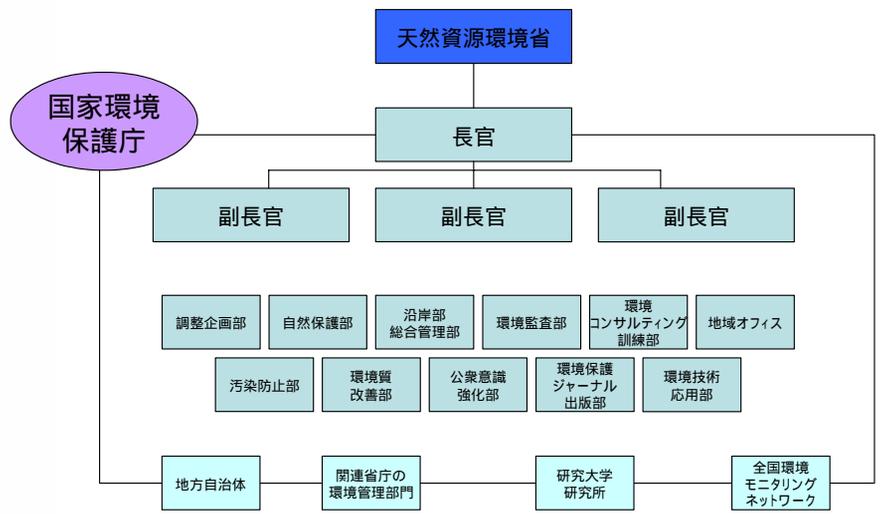
## ベトナムにおける主な環境関連法規

主な環境関連法規
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護法</li> <li>環境保護法実施のための政令</li> <li>環境保護に関する行政違反に対する制裁に関する政令</li> <li>投資プロジェクトのための環境影響評価報告書の審査等についての回状</li> <li>有害廃棄物管理規則</li> </ul>
大気に関する基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>大気環境基準</li> <li>大気中有害物質の最大許容濃度</li> <li>産業からの無機物質及びばいじん等の大気排出基準</li> <li>産業からの有機物質の大気排出基準</li> </ul>
水質に関する基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>表流水水質環境基準</li> <li>沿岸海水水質環境基準</li> <li>地下水水質環境基準</li> <li>産業排水基準</li> </ul>

出所：「平成13年度日系企業の海外活動に係る環境配慮動向調査」環境省 地球環境局、2002年3月

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

## 体制



出典：ベトナム国家環境保護庁ホームページ

### タイ（主な法規制・政策例と体制）

タイ政府は、環境管理計画、総合的廃棄物管理計画を策定し、その下で3R政策を推進している。（2005年3R閣僚会議資料「3Rポートフォリオ」より）

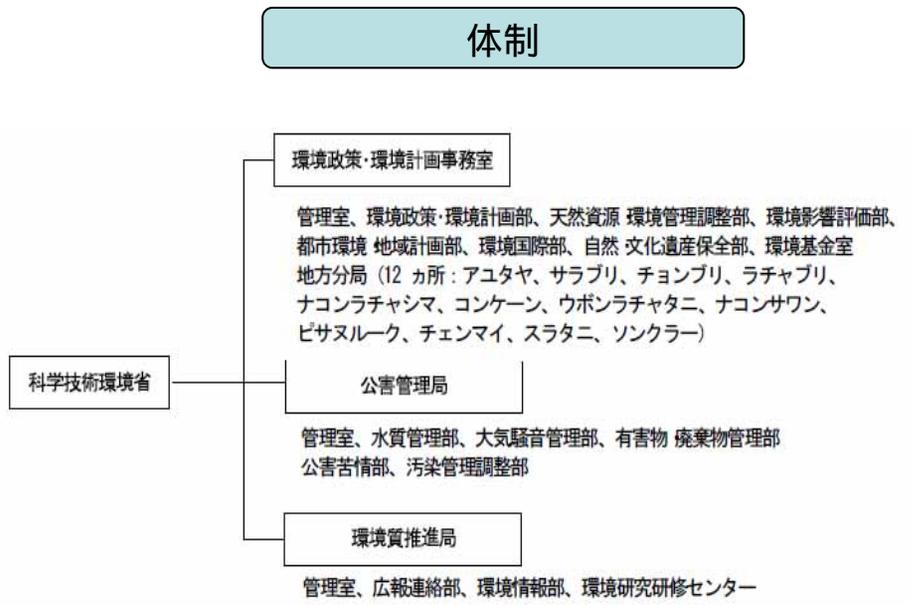
環境問題を扱っているのは、科学技術環境省である。

また、タイでは、有害廃棄物の越境移動を規制するための特別な法律はなく、有害物質全般を管理するために1992年に制定された「有害物質法」により規制が行われている（小島2005年）。

#### 廃棄物・リサイクルに関する主な政策例

- ・ 環境保全強化法(1992)
- ・ 保健法(1992)
- ・ 工場法(1992)
- ・ 環境管理計画(1999-2006)
- ・ 統合的廃棄物管理計画(1999-2006)
- ・ クリーナー・プロダクション及び技術に関するマスタープラン(1999-2006)
- ・ 地方行政政策と計画
- 地方開発計画
- 地方政府の関連法令
  
- < 3R促進関連プログラム >
- ・ 産業廃棄物交換プログラム
- ・ グリーンラベル
- ・ 鉛バッテリー・リサイクリングプログラム
- ・ 寿命製品回収プログラム
- ・ タイグリーン購入ネットワーク

#### 体制



出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

出典：環境保全に関する途上国キャパシティービルディングのための第3国研修（JICA）2005年11月の参加国情報より作成

マレーシア（主な法規制・政策例と体制）

マレーシアの環境法規制は、1974年に制定、1975年に施行された環境法が中心である。  
 環境行政を担当している環境局は非常に独立性の高い組織である。そのほかにも住宅及び地方政府省、首相局の経済計画部、厚生省が関係している。地方自治体が実際の固形廃棄物管理に責任がある。  
 マレーシアは、バーゼル条約、BAN改正案を批准している。しかし、指定廃棄物の輸入は行っており、輸入禁止措置は実施していない。

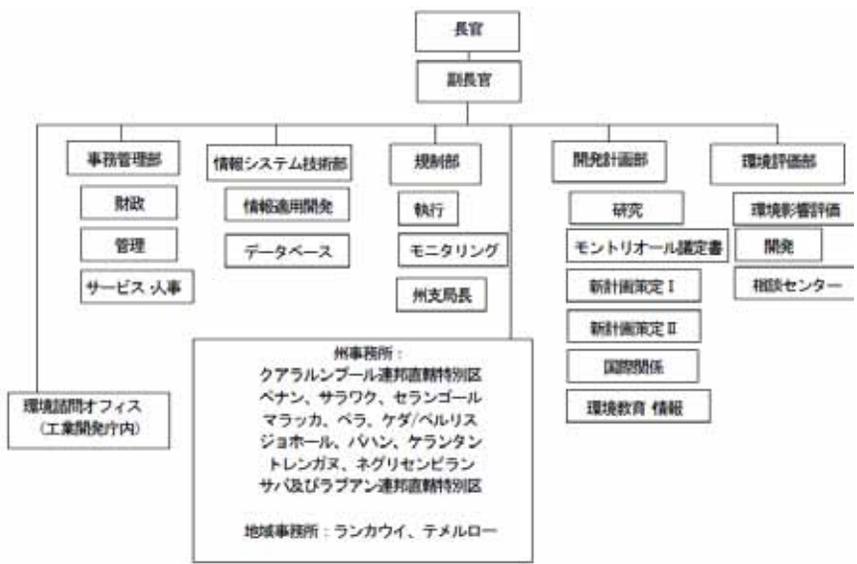
廃棄物・リサイクルに関する主な法規制

廃棄物管理行政の分権化と民営化が重点政策

- ・ 地方政府法（1976）
- ・ 環境法（1974）
- ・ 美しいマレーシア実施計画（1988）
- ・ 民営化プログラム（1993）

出典：環境保全に関する途上国キャパシティービルディングのための第3国研修（JICA）2005年11月の参加国情報より作成

体制



出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

# 1.4 アジア各国の循環型社会に係る制度・取組の概要

## シンガポール（主な法規制・政策例と体制）

廃棄物関連の法制度としては、環境公衆衛生法（1969年）、環境汚染規制法（1999年）、バーゼル条約の国内適用法としての有害廃棄物法（1998年）および有害廃棄物規制（1998年）が制定されている。

シンガポールはバーゼル条約を批准している。しかし、実際には、適切リサイクルを行っているリサイクル企業の有害廃棄物の輸入を認めている。（小島2005年）また、シンガポールをASEANのリサイクル基地にしようとする構想も政府がまとめている。

### 体制

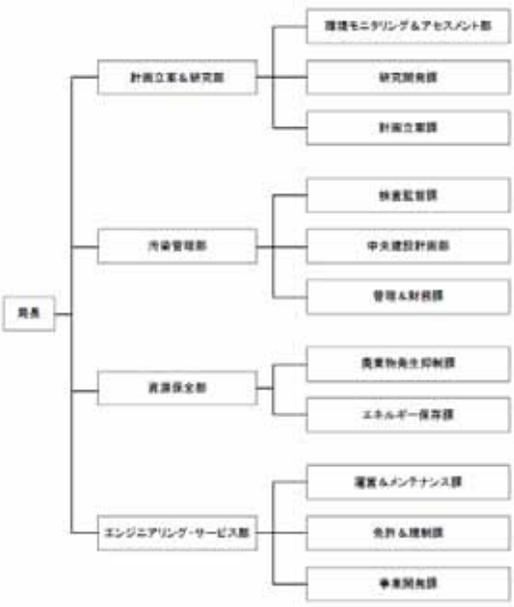
**環境省**  
環境問題を管轄する政府当局

**国家環境局**  
環境省の下に置かれた環境関連の事業の管轄組織

**汚染管理部**—有害物質や有毒物質の規制  
**エンジニアリング サービス部**—  
一般廃棄物収集業者の免許付与

**資源保全部**—廃棄物発生抑制と資源保全の推進

**環境衛生部**—公共清掃サービスの提供  
**環境教育部**—廃棄物最小化、リサイクルの教育キャンペーンの実施



### シンガポールのリサイクル・センター構想

経済発展委員会を中心に、環境省、貿易発展委員会、生産性・基準委員会のメンバーを中心にタスク・フォースを編成、シンガポールをASEAN地域のリサイクルに関する中心拠点とする構想を打ち出している。そのために以下の4点を強調している。

- 1) 企業およびコミュニティの中で、環境保全的文化を醸成
- 2) リサイクル産業の成長を支援するような効果的なインフラ開発
- 3) 技術開発と技術の独創的な応用を行っていくための効果的なインフラ開発
- 4) 活気に満ちた廃棄物管理産業の育成（エンジニアリング部門、物流部門を含む）

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

出典：小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所、2005年

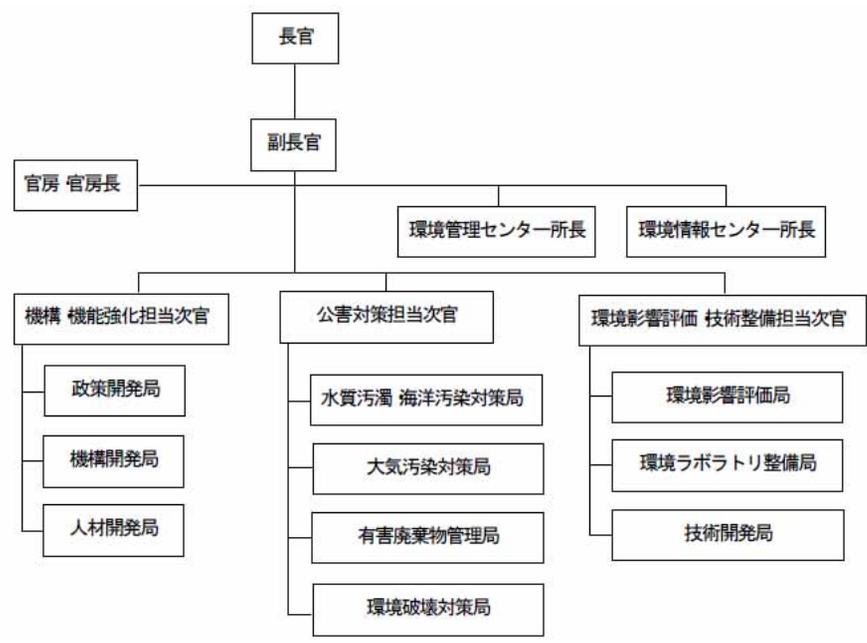
### インドネシア（主な法規制・政策例と体制）

1982年に旧環境管理法が制定され、1997年に新環境管理法が制定された。新環境管理法の特徴は、（１）事業活動への環境規制の強化、（２）罰則の強化、（３）環境紛争処理規程の充実、（４）国民の環境情報に関する権利規定が規定されていることである。

#### 廃棄物・リサイクルに関する政策概要

- ・ 廃棄物法を2005年度中に策定予定
- ・ インドネシアでは3 Rではなく、5 R (Rethink, Reduce, Reuse, Recycle, Recovery)を促進
- ・ 生産過程からの廃棄物発生を最小化を図るため、環境管理システム（ISO14001）とエコラベル、クリーン・プロダクションを重点的に促進
- ・ 環境配慮型製品の需要と供給力の強化
- ・ 廃棄物管理に関する政策優先  
発生抑制、分別及び洗浄、再利用、粉碎、最終処分
- ・ クリーナー・プロダクションについては、国立センターと3つの地方センターを設置

#### 体制(環境管理庁)



出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料より転載

出典：環境保全に関する途上国キャパシティービルディングのための第3国研修(JICA)2005年11月の参加国情報より作成